

外国人雇用の税務のポイント

弁護士法人

ファースト&タンデムスプリント法律事務所



はじめに

1. 所得税
2. 住民税
3. 租税条約
4. ケーススタディ

わが国では人手不足の影響から
今後ますます外国人就業者の増加が見込まれる



雇用に関する税金として主に所得税と住民税について対応が必要

1. 課税条件

所得税法では、所得税の個人納税義務者を居住者、非居住者分に分けてそれぞれ定められている。

(所得税法第2条1項3号)

区分		定義	課税の範囲
居住者	日永住者以外の居住者	国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人	<ul style="list-style-type: none">国内で生じた所得国外で生じた所得
	日永住者	日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人	<ul style="list-style-type: none">国内で生じた所得国外で生じた所得で日本国内で支払われたもの国外から送金されたもの
非居住者		「居住者」以外の個人	<ul style="list-style-type: none">国内で生じた所得

住所 = 生活の本拠

居所 = その方が現実に居住している場所

2. 居住者の源泉徴収

- 外国人が居住者に該当する場合、日本人と同様に源泉徴収し年末調整。
- 母国に扶養する親族がいる場合は扶養控除を受けることが可能。
- 控除対象扶養親族は一般的に
 - ① 居住者と生計を一にする
 - ② その年の合計所得金額が38万円以下である者のうち16才以上のもの。
- 配偶者控除についても日本人と同様に所得金額に応じ最高38万円までの配偶者控除を受けることが可能（一夫多妻制の国で配偶者が複数いる場合は人数分の控除は認められません。配偶者は扶養親族ではないので扶養控除の適用もなし。）
- 扶養控除を受けるためには親族関係書類及び送金関係書類の提出が必要。
 - ❖ 外国政府等が発行した出生証明書、婚姻証明書（親族の氏名、生年月日、住所又は居所の記載があるもの）
- 居住者は日本国外で生じた所得に対しても課税される場合がある。
- 不動産賃貸収入を母国においたままであれば日本の徴税権は及ばないが、日本に送金した場合は所得とみなされ課税の対象となる。

3. 非居住者の源泉徴収

- 居住者が国外の所得にも課税されるのに対し、非居住者には国内の所得にしか課税されない。
- 源泉徴収税率は**20.42%**
- 源泉徴収のみで課税関係が終了する源泉分離課税方式ですので年末調整はない。
- 配偶者控除や扶養控除の適用はない。

4. 費用を会社が負担した場合の取り扱い

- 外国人を現地で採用し、日本で役務提供させる場合には様々な費用がかかる。
- 会社が負担した費用を給与と見なすかどうかは、その費用が個人が負担すべきものかどうかで判断されます。この点では日本人でも外国人でも取り扱いは同様。
- 来日に要した旅費は業務命令によるものなので非課税になりうる。語学研修費も同様。（**実費相当額を超えた金額は給与と見なされ課税される。**）
- 子女の教育費、税金、居住費用等は個人が負担すべきものと考えられ、これらを会社が負担した場合は給与とみなされ課税の対象となる。
- 現地で採用した外国人が退職に伴い帰国する際の旅費は費用とされるが、もともと日本に居住していた外国人従業員の帰国費用を会社が負担した場合は給与とみなされる。

2. 居住者の源泉徴収

- 平成24年施行の改正住民基本台帳法により、3ヶ月超の在留資格を持って日本に滞在する外国人は住民基本台帳に記録され在留カードが交付されることになった。
- 所得税法における非居住者であっても住民税の納税義務者に該当するケースがあるので注意が必要。
- 外国人従業員が退職し母国に帰国するような場合でも一旦課税された住民税が免除になることはありません。この場合の納付方法は最後の給与から住民税の残額をまとめて控除する方法と外国人従業員本人が自分で納付する方法がある。
- 住民税を未納のまま帰国しないよう説明する。

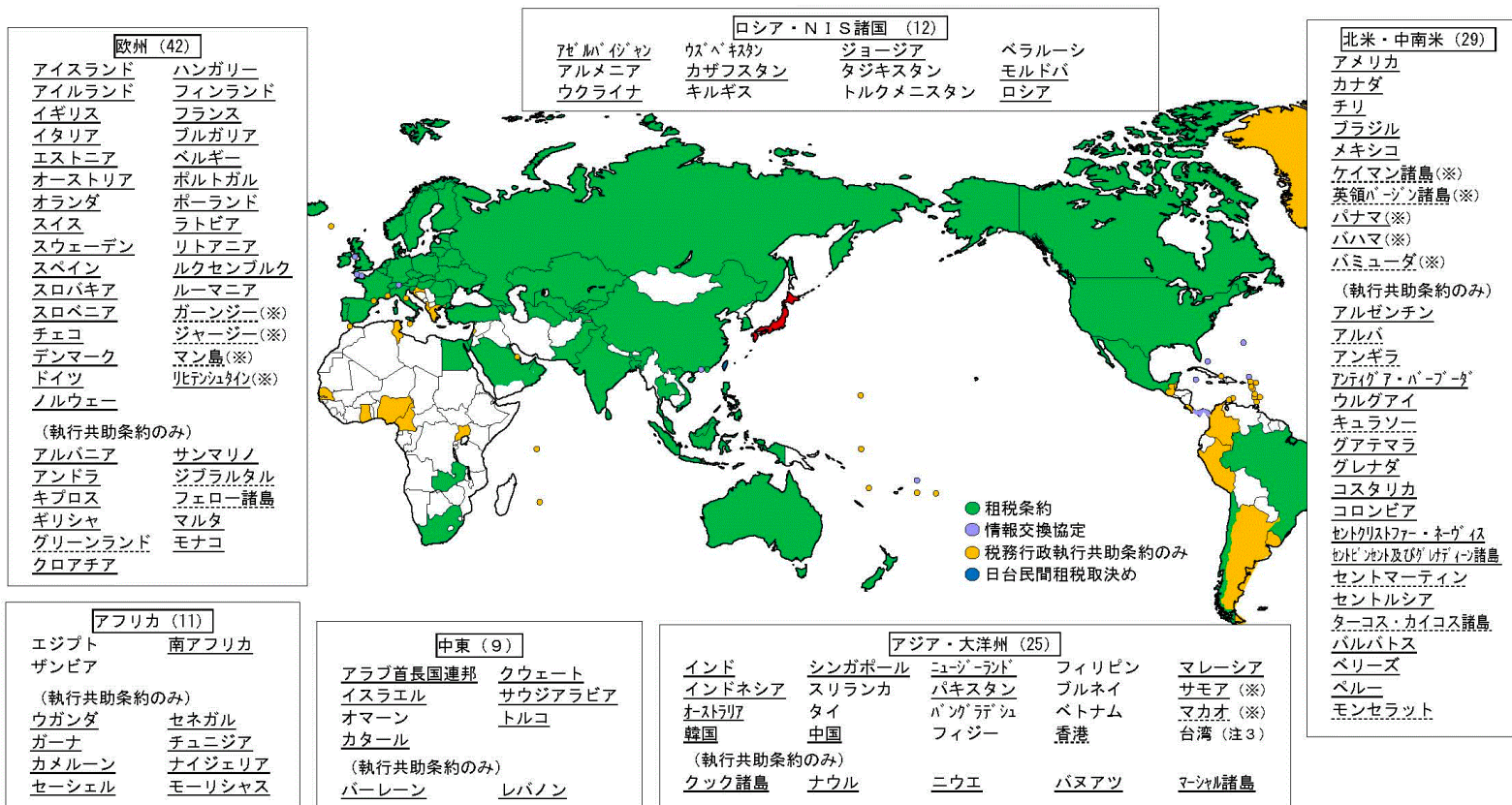


1. 租税条約について

- 租税条約の内容は国により異なるため、外国人雇用にあたっては外国人従業員の母国と日本がどのような条約を結んでいるのか確認する必要がある。

我が国の租税条約ネットワーク

財務省
《74 条約等、128 か国・地域適用／2019 年 2 月 1 日現在》(注1)(注2)



(出典：財務省)

2. 短期滞在者免税

- 租税条約で定められた要件を満たせば所得源泉地国での税金を免除するという、短期滞在者免税、いわゆる183日ルールのある制度がある。

- ① 勤務地国における滞在期間が暦年または継続する12カ月を通じて183日を超えないこと
- ② 給与等を支払う雇用者が、勤務が行われた締結国の居住者でないこと
- ③ 給与等が勤務地国にある支店その他の恒久的施設によって負担されていないこと

- ✓ 実務的には、海外子会社の従業員が日本の親会社に短期出張する場合は考えられる。
- ✓ 国によって日数のカウント方法が異なるため、対象国との租税条約の内容を良く確認することが重要。
- ✓ 短期滞在者免税は租税条約での取り扱いですので、日本と租税条約の締結がない国の外国人従業員には適用外。

01

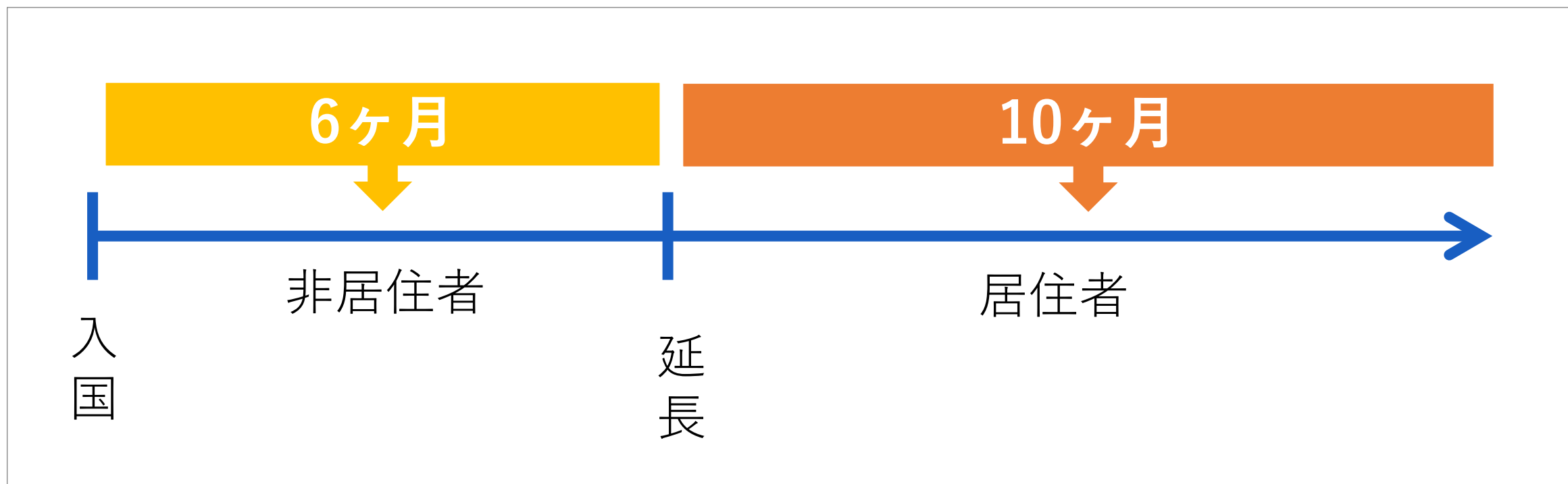
当初6カ月間の予定で日本で勤務しましたが、
事情が変わり滞在期間をさらに10月延長（通算1年超）
することになりました。

居住者、非居住者の区分は
どのように考えたらよいでしょうか。



01

入国の時から勤務期間の延長が決定した時までには非居住、延長が決定した以降は居住者として扱います。
入国の時に遡って居住者になることはありません。



02

中国人の留学生をアルバイトとして雇いました。
所得税の源泉徴収はどのようにしたら良いでしょうか。



02

専ら教育を受けるために日本に滞在する学生で、現に中国の居住者である者又はその滞在の直前に中国の居住者であった者が、その生計、教育のために受け取る給付又は所得は、免税とされます。
(日中租税協定第21条)

従って、日本での生活費や学費に充てる程度のアルバイト代であれば免税とされ給与から源泉徴収する必要はありません。

03

インド人の留学生をアルバイトとして雇いました。
所得税の源泉徴収はどのようにしたら良いでしょうか。



03

専ら教育を受けるために日本に滞在する学生で、現にインドの居住者である者又はその滞前の直前にインドの居住者であった者が、その生計、教育のために受け取る給付は、免税とされます。ただし、日本の国外から支払われるものに限られます。

(日印租税条約第20条)

従って、日本でのアルバイトによる所得は国外から支払われるものではありませんので免税にはなりません。その留学生が居住者か非居住者かの判定を行った上で給与から区分に応じた源泉徴収を行います。(ベトナム、シンガポール、マレーシアは同様の取り扱いです。)

04

9月の予定で国外企業から外国人従業員を受け入れました。当社が支払う給与とは別に国外企業から留守宅手当として給与が支給されています。
この留守宅手当につき日本で納税する必要がありますか。



04

この留守宅手当は外国人従業員が日本での勤務に基づいて支給されるものであるため国内で生じた所得に該当します。

非居住者の国内で生じた所得は所得税課税の対象ですので留守宅手当につき申告が必要です。

在留期間が9カ月と限定されていますので租税条約上の短期滞在者免税を受けることはできません。

国外の給与支払い者に日本の源泉徴収義務はありませんから、この外国人自ら申告書を提出し源泉徴収分20.42%を納税することになります。

最後までご高覧いただきありがとうございます。
内容の詳細やお問合せはメール (info-fts@tandemsprint.com) までお送り下さい。

本稿は一般的な説明を目的とするものであり、内容の正確性や適合性を保証するものではありません。
具体的な事案については、別途ご相談ください。

★ 発行責任者 ★ 弁護士法人ファーストアンドタンデムスプリント法律事務所 代表弁護士 小野智博

★ 発行所 ★

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階

TEL. 03-4405-4611

Email info-fts@tandemsprint.com

印刷・製本 / 弁護士法人ファーストアンドタンデムスプリント法律事務所

(無断複写禁止)



弁護士法人
ファースト&タンデムスプリント
法律事務所